

益城町復興計画に基づく幹線道路及び地区計画の 都市計画決定に関する説明会

平成30年1月 8日(月) 15:00～ 保健福祉センター（はびねす）
// 1月 8日(月) 19:00～ 保健福祉センター（はびねす）
// 1月 9日(火) 19:00～ 広安小学校体育館
// 1月10日(水) 19:00～ 益城町文化会館

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 幹線道路及び地区計画の都市計画決定について
- 4 質疑応答
- 5 閉会

益城町復興計画に基づく幹線道路及び地区計画の都市計画決定について

現状と課題

- 益城町は、道路や公園などの整備が無いままに市街地が拡大し、その結果、幅がせまく、見通しの悪い道路や不整形な敷地で構成される密集市街地が形成
- 市街地内の道路の大部分において、歩行者や自転車が安全に通行できる歩道等が未整備
- 熊本地震では、倒壊した家屋により多くの道路が通行不能となり、避難や救急活動に支障

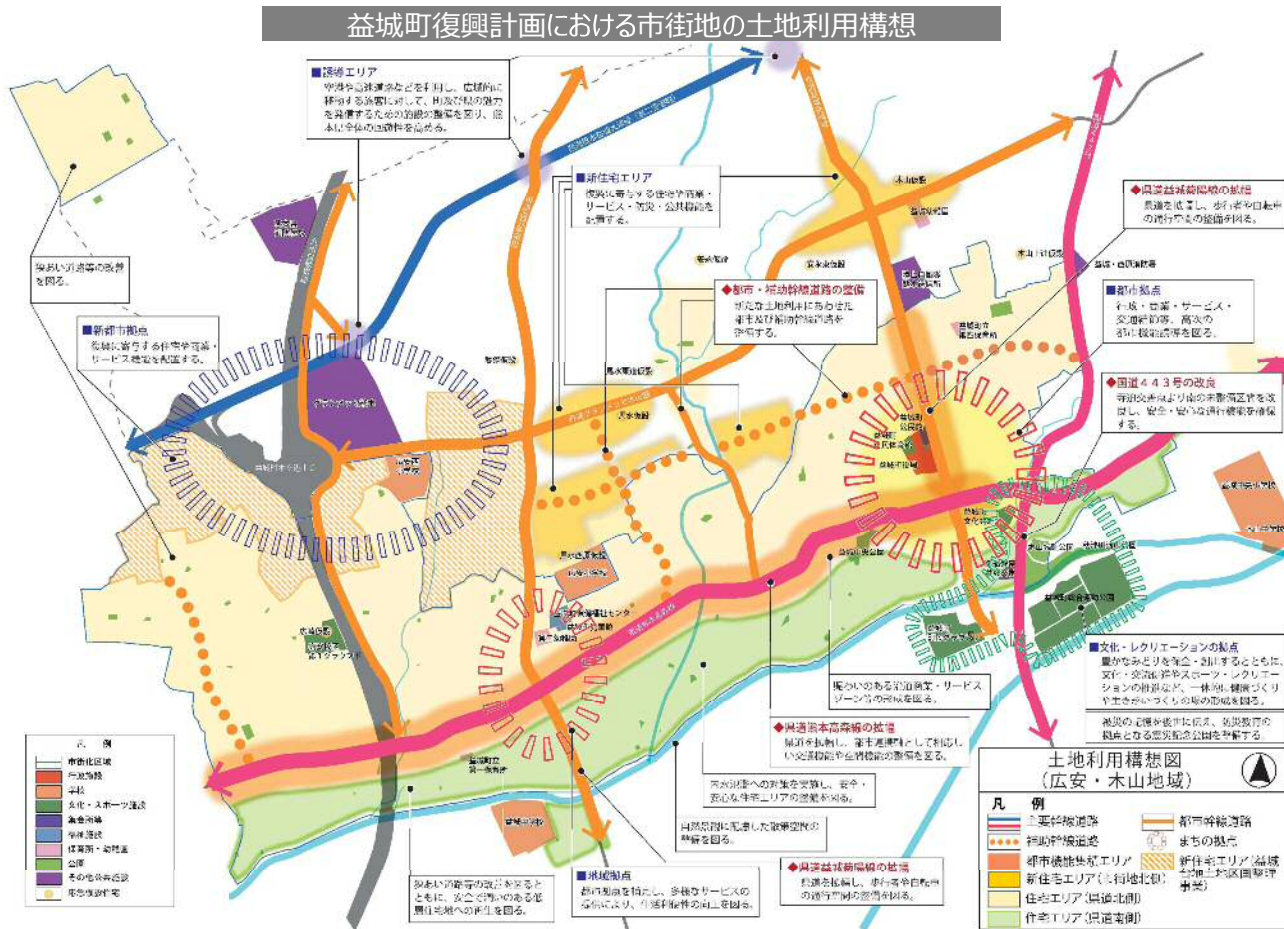


- ◆ 拠点や公共施設等を結び、地域内の車両交通の円滑化を図る幹線道路の整備
- ◆ 市街地内において、歩行者や自転車が安全に通行できる空間の確保
- ◆ 災害時にも機能する幹線道路ネットワークの構築

益城町復興計画

(H28.12.20 策定)

- 益城町では、上記の課題を踏まえ、熊本地震からの復興の将来像を示す「益城町復興計画」を策定。



都市計画決定した区域内の建築について

- 事業を円滑に進めていくため、都市計画決定した区域内に新たに建物を建てる場合は、益城町長の許可が必要となります。

【建築可】

- ・ 階数が2階以下 (木造、鉄骨造) など

【建築不可】

- ・ 鉄筋コンクリート構造
- ・ 3階建て以上
- ・ 地下がある など



都市計画案（図書）の縦覧について

- 都市計画案を、皆様に見ていただく（縦覧）期間を設定しています。

【都市計画道路の縦覧期間】

平成30年2月初旬 ～ 平成30年2月中旬
午前8時30分 ～ 午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

【縦覧場所】

益城町 復興整備課
熊本県 土木部道路都市局都市計画課
熊本県 県央広域本部復興まちづくり課

【地区計画の縦覧期間】

①平成30年1月12日 ～ 平成30年1月25日
②平成30年2月初旬 ～ 平成30年2月中旬
午前8時30分 ～ 午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

【補 足】

- ・地区計画は、最初に原案の縦覧を行うため、期間を2回設定しています。
- ・期間は決まり次第、益城町の復興ニュース及び県・町のホームページでお知らせします。

意見書の提出について

- 縦覧の期間中は都市計画の案について、皆様のご意見をお受けしています。
- 意見の提出方法は、以下のとおりです。

【提出期限と方法】

- ◆ 持参、FAX送信、メール送信の場合
縦覧期間最終日の午後5時15分まで

- ◆ 郵送の場合
縦覧期間最終日 必着

※期限など詳細は、益城町の復興ニュース及び県・町のホームページでお知らせします。

【提出先】

- ◆ 益城町 復興整備課
〒861-2295 上益城郡益城町木山594
TEL: 096-289-2930
FAX: 096-286-4523
メール: machidukuri@town.mashiki.lg.jp
- ◆ 熊本県 土木部道路都市局都市計画課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL: 096-333-2524
FAX: 096-387-1152
メール: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

【必要な記載内容】

意見書には定められた様式はありませんが、内容を正確に把握するため、問合せさせていただく場合がありますので、**住所、氏名及び連絡先**を記載ください。

お問合せ先

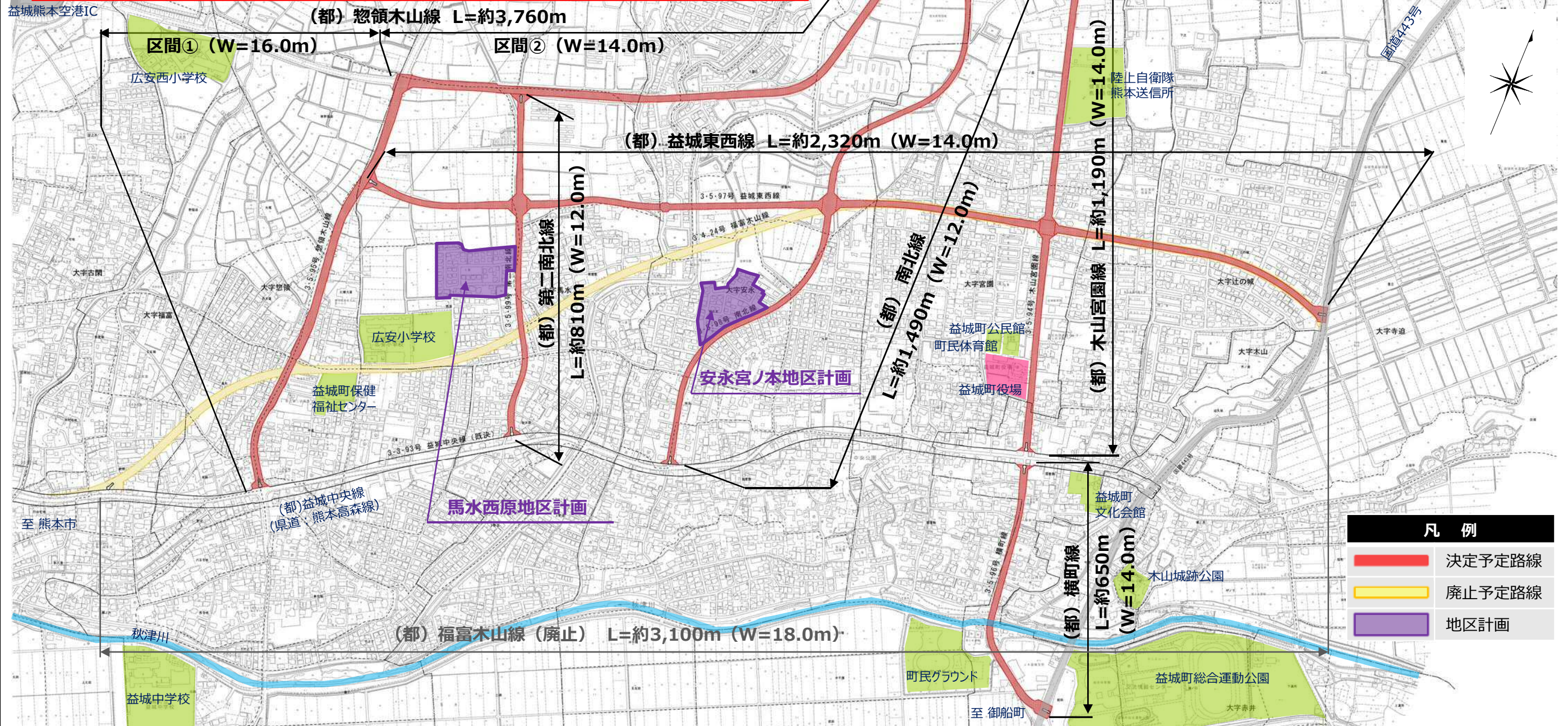
- ◆ 益城町 復興整備課
〒861-2295 上益城郡益城町木山594
TEL: 096-289-2930
FAX: 096-286-4523
メール: machidukuri@town.mashiki.lg.jp

- ◆ 熊本県 県央広域本部復興まちづくり課
〒860-0831 熊本市中央区八王寺町1-20
TEL: 096-273-9641
FAX: 096-273-9640
メール: oudofukkou@pref.kumamoto.lg.jp

益城町復興計画に基づく幹線道路及び地区計画の都市計画案の概要

都市計画を変更する理由

益城町復興計画に基づき、災害に強い幹線道路ネットワークを構成し、都市内の円滑な交通や歩行者及び自転車の安全な通行空間を確保するため、都市計画道路6路線を追加する。また路線の追加に伴い機能が代替される1路線を廃止する。



凡例	
	決定予定路線
	廃止予定路線
	地区計画

◆ 惣領木山線 (区間①)



◆ 惣領木山線 (区間②) ◆ 木山宮園線 ◆ 横町線 ◆ 益城東西線



◆ 南北線 ◆ 第二南北線

